

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	新南陽・地域政策課
処分の名称	利用の許可、許可事項変更の許可
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市新南陽コミュニティセンター条例第7条
基準規定	周南市新南陽コミュニティセンター条例第8条
審査基準	<p>周南市新南陽コミュニティセンター条例第8条 （許可の制限）</p> <p>第8条 指定管理者は、貸館施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) センターを利用する他の者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 施設、備品等をき損し、又は汚損するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障があると認めるとき。</p>
標準処理期間	7日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	新南陽・地域政策課
処分の名称	使用料の還付
処分権者	市長
根拠規定	周南市西部市民交流センター条例第6条
基準規定	周南市西部市民交流センター条例第6条
審査基準	<p>周南市西部市民交流センター条例第6条 （使用料の還付）</p> <p>第6条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、市長は、貸館施設使用者の責めに帰すことができない理由その他相当の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。</p>
標準処理期間	7日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	新南陽・地域政策課
処分の名称	使用の許可、許可事項変更の許可
処分権者	市長
根拠規定	周南市西部市民交流センター条例第3条
基準規定	周南市西部市民交流センター条例第4条
審査基準	<p>周南市西部市民交流センター条例第4条 （許可の制限）</p> <p>第4条 市長は、貸館施設を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 交流センターを使用する他の者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 施設、備品等をき損し、又は汚損するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、交流センターの管理運営上支障があると認めるとき。</p>
標準処理期間	7日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	新南陽・地域政策課
処分の名称	使用料の減額又は免除
処分権者	市長
根拠規定	周南市新南陽ふれあいセンター条例第6条第2項
基準規定	周南市新南陽ふれあいセンター条例施行規則第10条
審査基準	<p>周南市新南陽ふれあいセンター条例施行規則第10条 （使用料の減額又は免除） 第10条 条例第6条第2項の規定による使用料の減額又は免除の基準は、アリーナの一般開放を除き、次の各号に掲げる場合で当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>（1）市又は教育委員会が主催又は共催するとき。 免除 （2）新南陽ふれあいセンターの設置目的にそって、市長が別に定める市内の公共的団体が市内に居住、在学又は在勤する者を対象として使用するとき。 免除 （3）市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）及び社会福祉施設の幼児、児童、生徒及び学生により組織された団体が、教育目的で利用するとき。 免除 （4）市又は教育委員会が後援するとき。（入場料その他これに類する料金を徴収する場合を除く。） 30パーセント減額 （5）市以外の官公庁が使用するとき。 50パーセント減額</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる新南陽ふれあいセンター附属設備及び備品使用料並びに条例別表第2に掲げる冷暖房使用料については、市又は教育委員会が主催するときを除き、減免の対象としない。 3 前項の規定により使用料の減免を受けようとするものは、第4条に規定する使用許可申請書（別記様式第1号）にその旨を記入し、関係書類を添えて申し込まなければならない。 4 第1項及び第2項に規定するもののほか、市長が特に必要と認める場合は減免することができる。</p>
標準処理期間	7日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	新南陽・地域政策課
処分の名称	使用料の還付
処分権者	市長
根拠規定	周南市新南陽ふれあいセンター条例第6条第3項
基準規定	周南市新南陽ふれあいセンター条例施行規則第12条
審査基準	<p>周南市新南陽ふれあいセンター条例施行規則第12条 （使用料の還付） 第12条 条例第6条第3項ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げるときで、その額は、当該各号に定めるとおりとする。 （1）新南陽ふれあいセンターの管理上の理由により施設の使用ができなくなったとき。 既納使用料の全額 （2）新南陽ふれあいセンター使用取消承認申請書が使用日の1月前までに提出され、かつ、その使用の中止に相当の理由があると認められるとき。 既納使用料の30パーセントの額 2 前項の使用料の還付を受けようとする者は、周南市新南陽ふれあいセンター使用料還付申請書（別記様式第4号）を提出しなければならない</p>
標準処理期間	7日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	新南陽・地域政策課
処分の名称	使用の許可（変更許可を含む。）
処分権者	市長
根拠規定	周南市新南陽ふれあいセンター条例第4条
基準規定	周南市新南陽ふれあいセンター条例施行規則第5条 周南市新南陽ふれあいセンター条例第4条
審査基準	周南市新南陽ふれあいセンター条例施行規則第5条 （使用の許可） 第5条 第4条に規定する使用許可申請書（別記様式第1号）の提出があった場合において、使用を許可すべきものと認めるときは、当該申請書を提出した者に対して周南市新南陽ふれあいセンター使用許可書を交付する。許可に際しては、施設の管理運営上必要な条件を付し、又は必要な指示をすることができる。
標準処理期間	7日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	新南陽・地域政策課
処分の名称	使用料の減免
処分権者	市長
根拠規定	周南市西部市民交流センター条例第5条第2項
基準規定	周南市西部市民交流センター条例第5条第2項 周南市西部市民交流センター条例施行規則第8条
審査基準	<p>1 周南市西部市民交流センター条例第5条第2項（使用料） 第5条</p> <p>2 市長は、公益上特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 周南市西部市民交流センター条例施行規則第8条（使用料の減額又は免除） 第8条 条例第5条第2項の規定による使用料の減額の基準は、次の各号に掲げる場合で当該各号に定めるとおりとする。この場合において、減額すべき額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>(1) 市以外の官公庁が使用するとき。 50パーセント減額</p> <p>(2) 市が後援するとき（入場料その他これに類する料金を徴収する場合を除く。）。 30パーセント減額</p> <p>(3) その他市長が特に必要と認めるとき。 市長が定める割合の減額</p> <p>2 条例第5条第2項の規定による使用料の免除の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市が主催又は共催するとき。</p> <p>(2) 交流センターの設置目的にそって、市内の公共的団体が使用するとき。</p> <p>(3) 市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）及び社会福祉施設の幼児、児童、生徒及び学生により組織された団体が、教育目的で使用するとき。</p> <p>(4) その他市長が特に必要と認めるとき。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、冷暖房使用料は、減額し、又は免除しない。ただし、第1項第3号並びに前項第1号及び第4号は除く。</p> <p>4 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、第2条に規定する使用許可申請書にその旨を記入し、関係書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が、減額又は免除項目に該当することを確認できる場合は、関係書類を省略することができる。</p>
標準処理期間	7日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	新南陽・地域政策課
処分の名称	利用料金の還付
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市新南陽コミュニティセンター条例第15条
基準規定	周南市新南陽コミュニティセンター条例第15条
審査基準	<p>周南市新南陽コミュニティセンター条例第15条 （利用料金の還付）</p> <p>第15条 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、貸館施設利用者の責めに帰すことができない理由その他相当の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。</p>
標準処理期間	7日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	新南陽・地域政策課
処分の名称	利用料金の減免
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市新南陽コミュニティセンター条例第14条第4項
基準規定	周南市新南陽コミュニティセンター条例第14条第4項 周南市新南陽コミュニティセンター条例施行規則第4条
審査基準	<p>1 周南市新南陽コミュニティセンター条例第14条第4項（利用料金） 第14条 4 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 周南市新南陽コミュニティセンター条例施行規則第4条（利用料金の減額又は免除） 第4条 条例第14条第4項の規定による利用料金の減額の基準は、次の各号に掲げる場合で当該各号に定めるとおりとする。この場合において、減額すべき額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>(1) 市以外の官公庁が利用するとき。 50パーセント減額 (2) 市が後援するとき（入場料その他これに類する料金を徴収する場合を除く。）。 30パーセント減額 (3) その他市長が特に必要と認めるとき。 市長が定める割合の減額</p> <p>2 条例第14条第4項の規定による利用料金の免除の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市が主催又は共催するとき。 (2) センターの設置目的にそって、市内の公共的団体が利用するとき。 (3) 当該センターの指定管理者が行政目的で利用するとき。 (4) 市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）及び社会福祉施設の幼児、児童、生徒及び学生により組織された団体が、教育目的で利用するとき。 (5) 小学生以下の者が学習室（地域交流センター）又は遊戯室（富田東地区コミュニティセンター）を利用するとき。 (6) その他市長が特に必要と認めるとき。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、冷暖房利用料金は、減額し、又は免除しない。ただし、第1項第3号並びに前項第1号、第3号及び第6号は除く。</p> <p>4 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、第2条に規定する利用許可申請書にその旨を記入し、関係書類を添付しなければならない。ただし、指定管理者が、減額又は免除項目に該当することを確認できる場合は、関係書類を省略することができる。</p>
標準処理期間	7日
備考	